

## 学校施設を取り巻く現状等について

### 1. 本省会設置の背景 (2)

### 2. 学校施設を取り巻く現状 (3)

- ・我が国の人口推移と将来人口の推移 (3)
- ・人口ピラミッドの経年変化 (4)
- ・小中学校数と児童生徒数の推移 (5)
- ・一校当たりの児童生徒数の推移 (6)
- ・学校数と児童生徒数の推移(学校種別) (7)
- ・経年別保有面積(公立小中学校) (8)
- ・経年別保有面積割合の推移(公立小中学校) (9)
- ・耐震化の進捗状況(公立小中学校) (10)
- ・公共施設における学校施設の割合 (11)
- ・避難所に指定されている学校数 (12)
- ・公立小中学校の年度別廃校発生数 (13)
- ・余裕教室活用状況(小中学校別内訳) (14)
- ・学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査結果(速報) (15)
- ・平成8年時調査との比較 (19)
- ・学校施設の複合化の事例 (21)

### 3. 文部科学省におけるこれまでの取組 (23)

- ・過去の調査研究等 (23)
- ・学校施設整備指針の複合化に関する記述(抜粋) (24)
- ・公立学校施設整備事業の概要 (26)
- ・大規模改造(余裕教室)事業の概要 (27)
- ・地域・学校連携施設整備事業の概要 (28)
- ・財産処分手続の概要 (29)

### 4. 本省会の検討課題(例) (30)

※( )内の数字はページ番号を示す

# 1. 本部会設置の背景

○学校施設は地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核及び生涯学習の場としての活用を一層推進していくことが必要。

【「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告)】

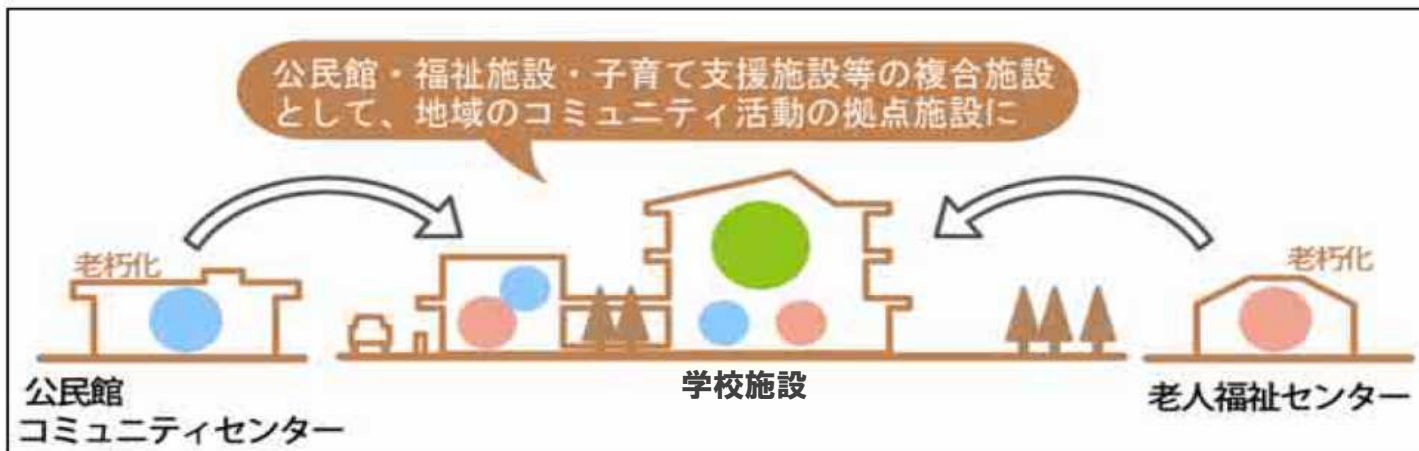
○社会全体で子供たちの学びを支援し、学びの場である学校を拠点として地域コミュニティの形成を推進する観点から、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進していくことが必要。

【「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日 閣議決定)】

○公共施設については、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、全体の状況を把握し、長期的な視点から公共施設の更新・統廃合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化、公共施設の最適な配置を実現していくことが必要。

【「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号 総務大臣通知)】

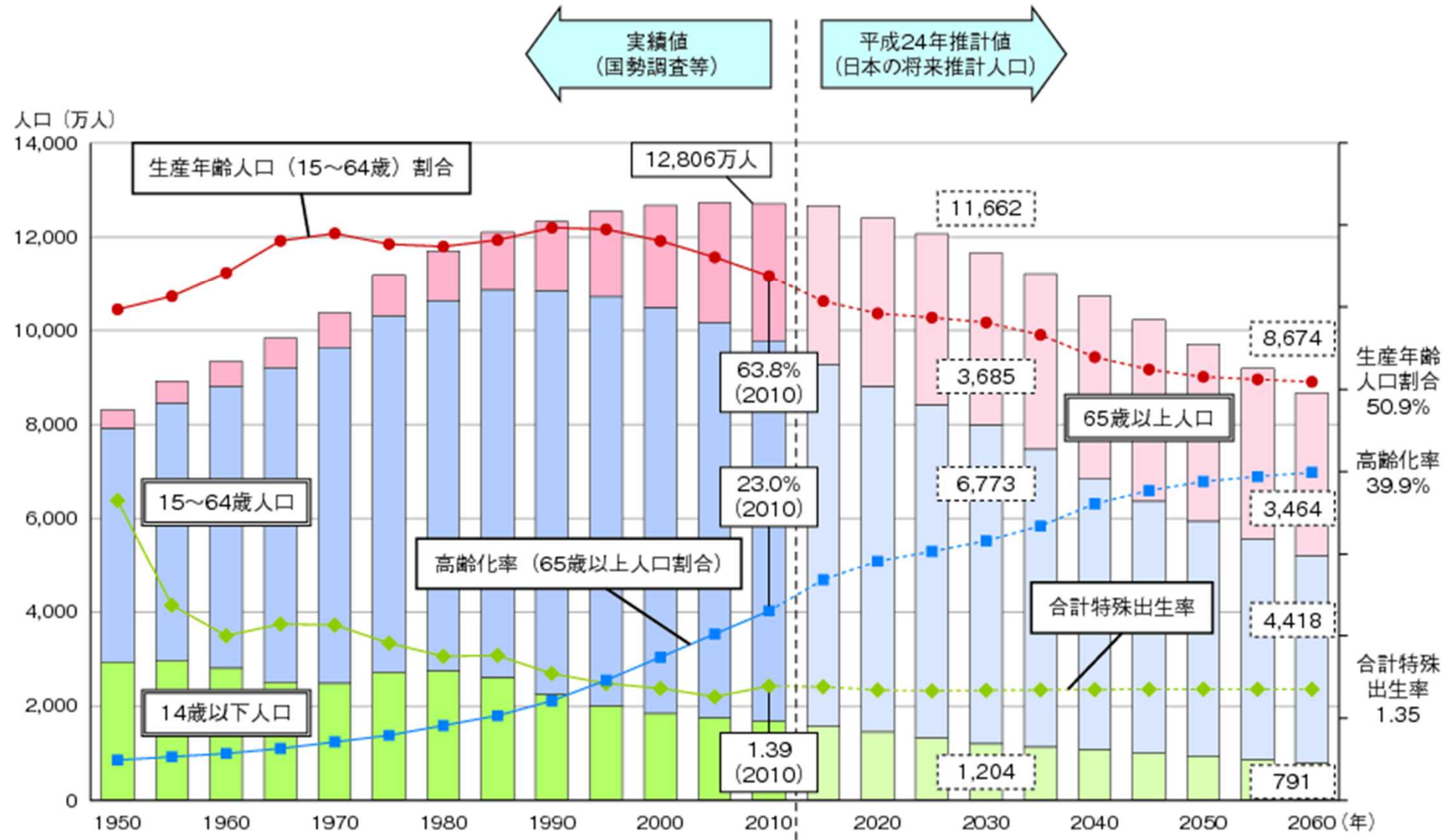
学校が社会全体で子供たちの学びを支援する場となり、地域の振興・再生にも貢献するコミュニティの拠点として役割を果たし、また、財政負担の軽減・平準化にも資するよう、学校施設と他の公共施設等との複合化に関する在り方について検討が必要。



# 2. 学校施設を取り巻く現状

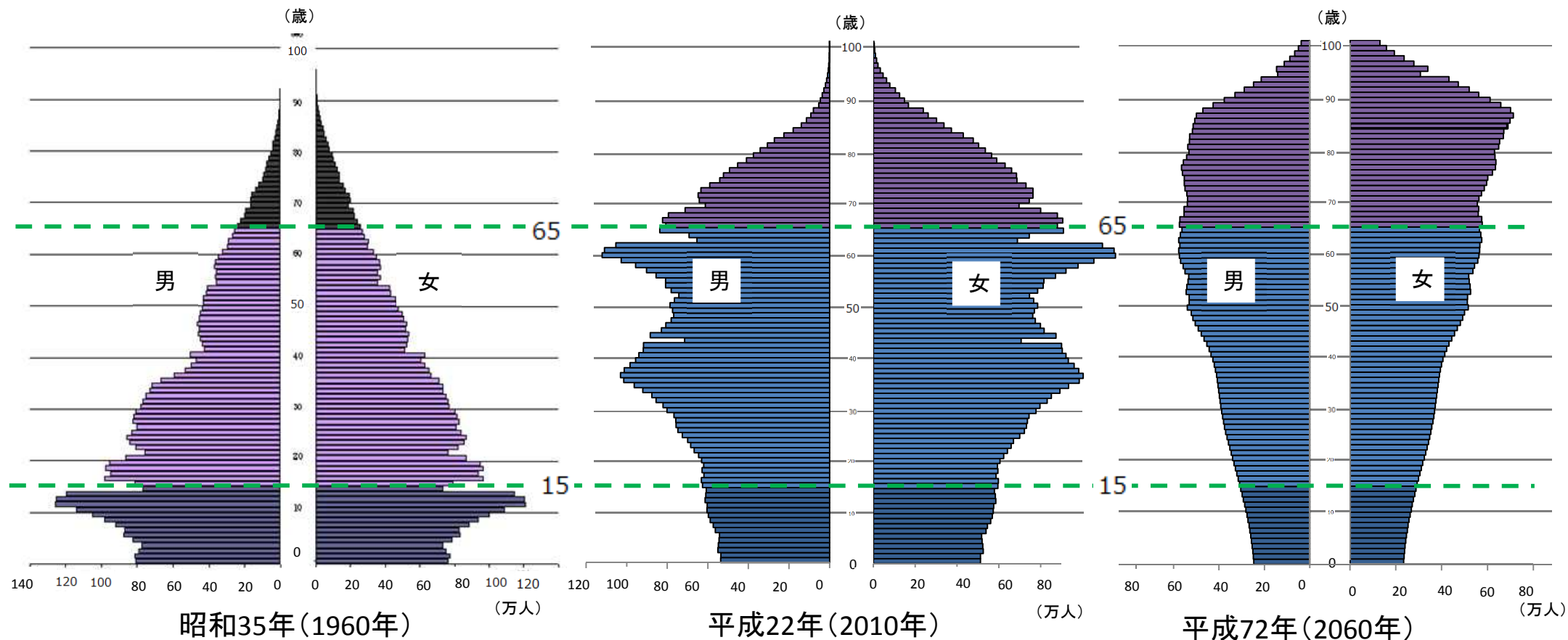
## 我が国の人口推移と将来人口の推移

今後、人口減少と少子高齢化が急速に進展



# 人口ピラミッドの経年変化

生産年齢人口、年少人口は減少する一方、老年人口は増加

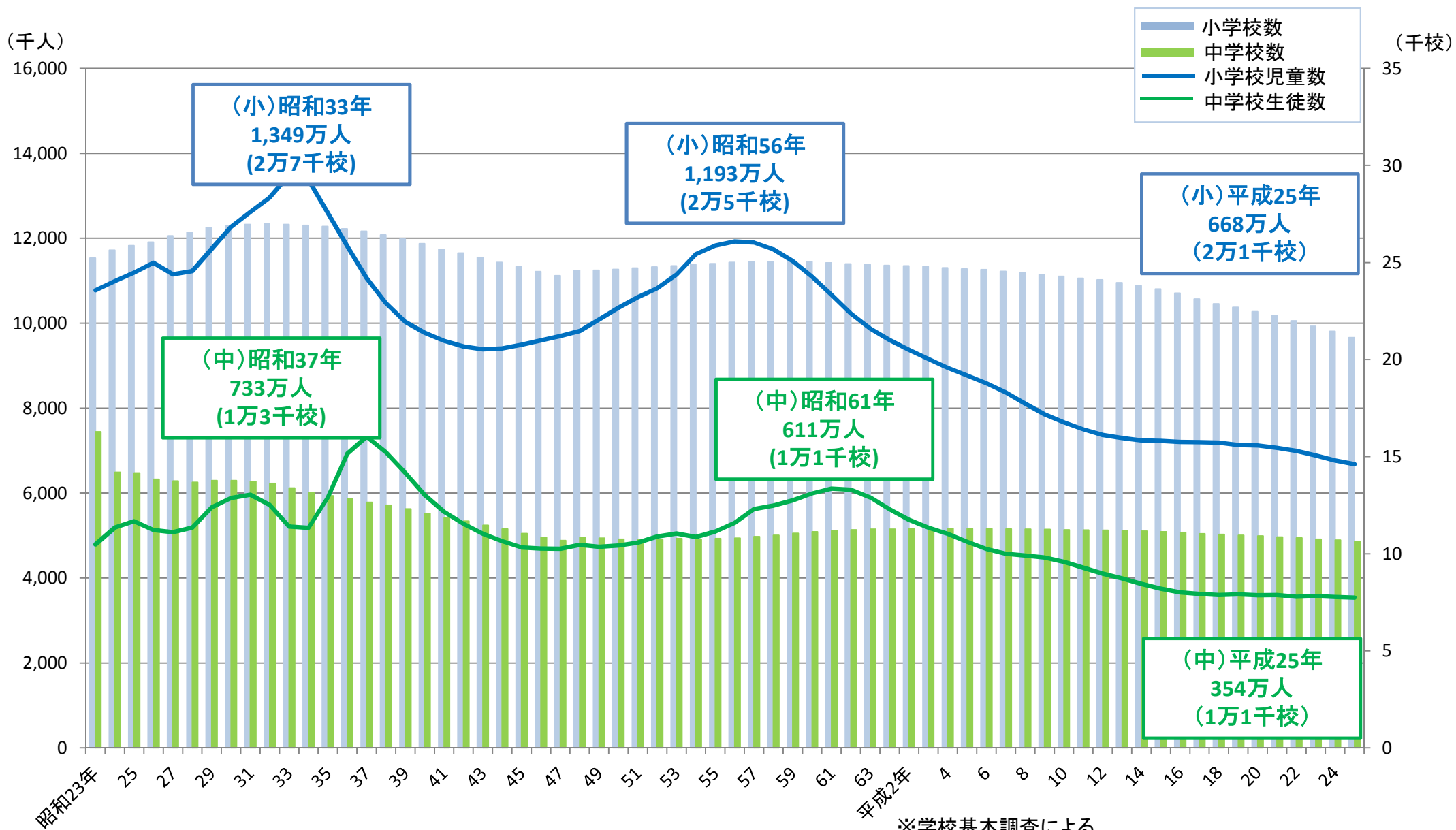


※昭和35年:総務省統計局HP(国勢調査結果による。)

平成22年,72年:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月 中位推計)」により文部科学省作成

# 小中学校数と児童生徒数の推移

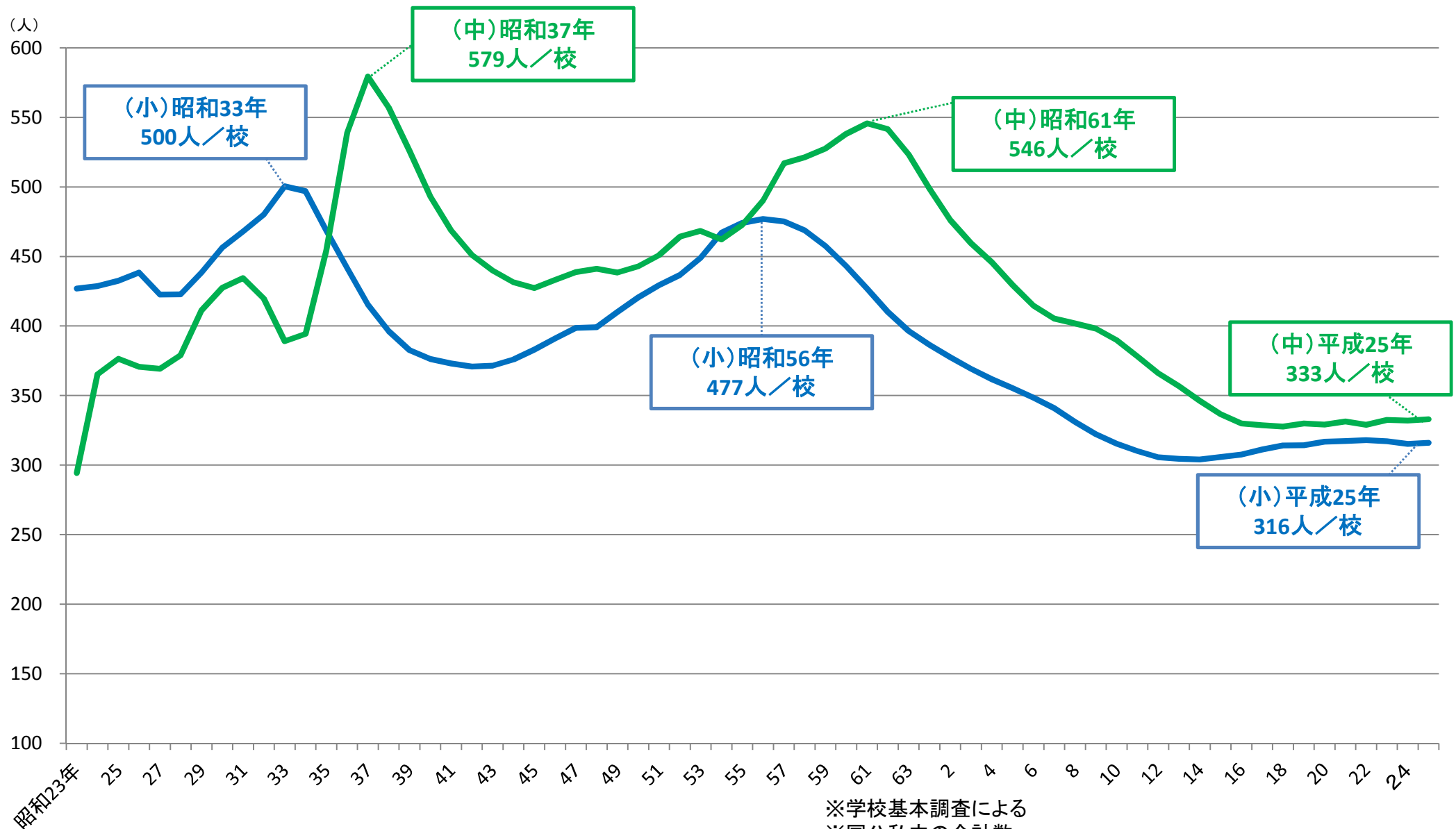
小中学校の児童生徒数は第2次ベビーブーム世代が在籍した昭和50～60年頃を境に減少



※学校基本調査による  
 ※国公立の合計数  
 ※中学校に中等教育学校前期課程は含まれていない

# 一校当たりの児童生徒数の推移

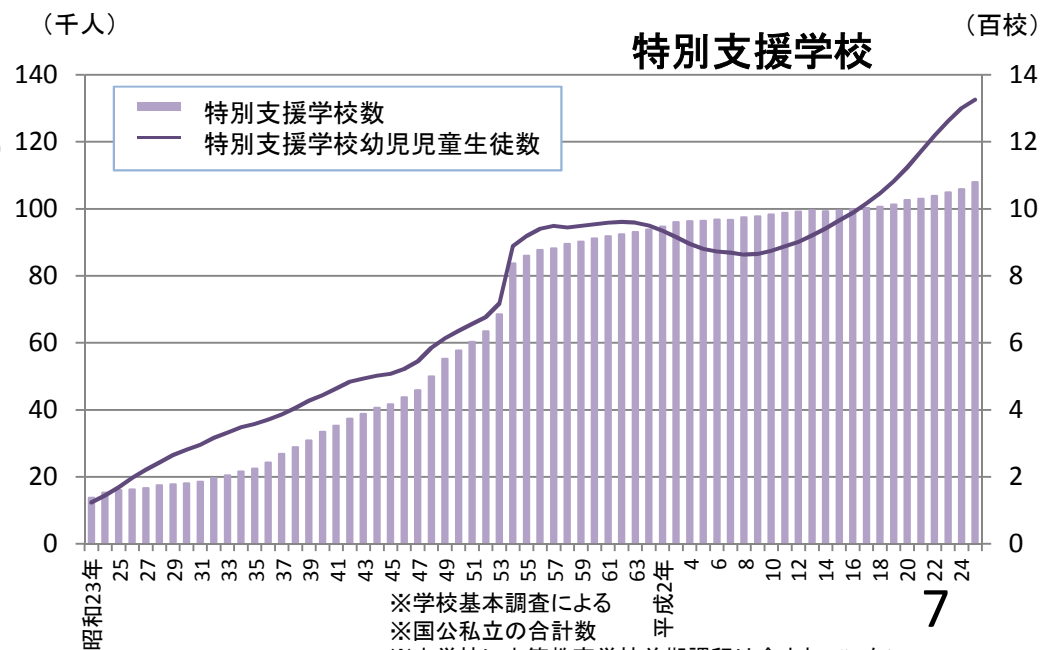
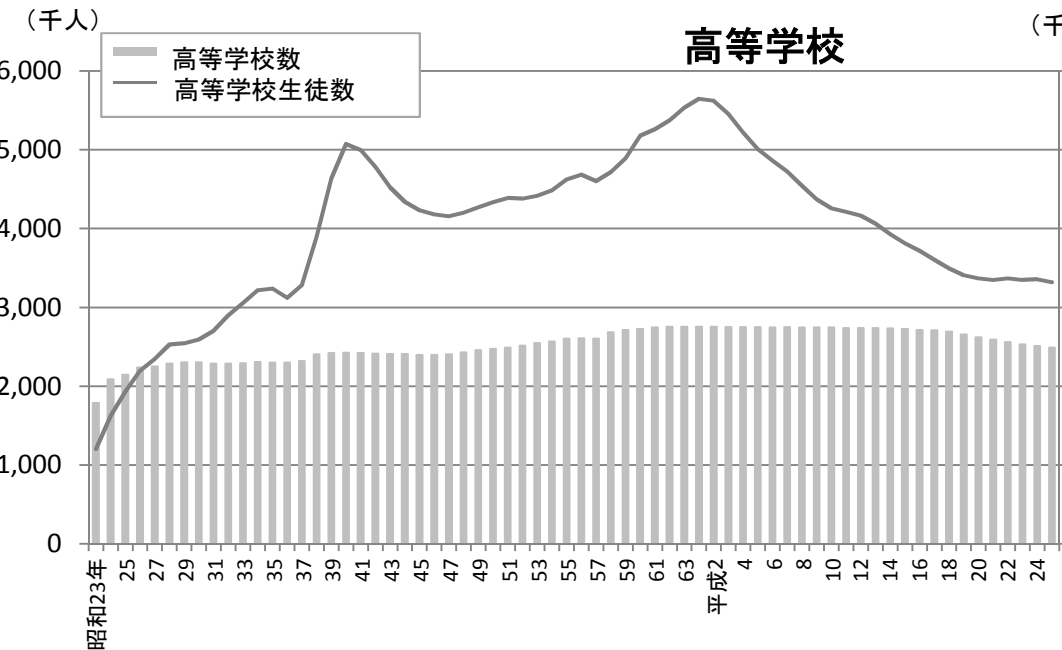
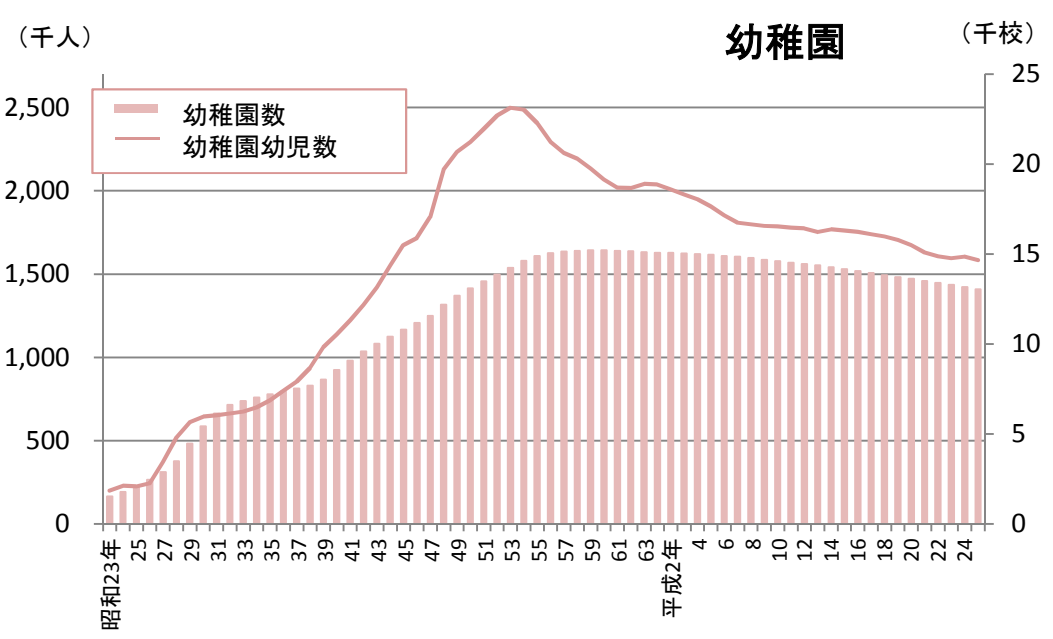
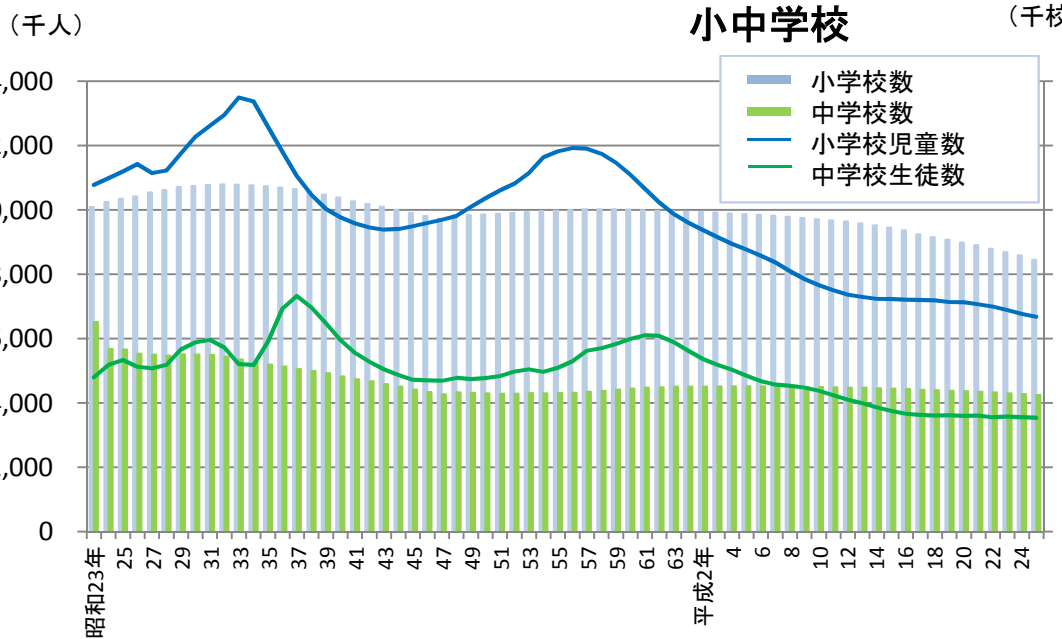
1校当たりの児童生徒数は、ピーク期には500人を超えていたが、近年は300人程度で推移



※学校基本調査による  
※国公立の合計数  
※中学校に中等教育学校前期課程は含まれていない

# 学校数、児童生徒数の推移(学校種別)

幼稚園・小中学校・高等学校の幼児児童生徒数は近年減少傾向にある一方で、特別支援学校は増加傾向

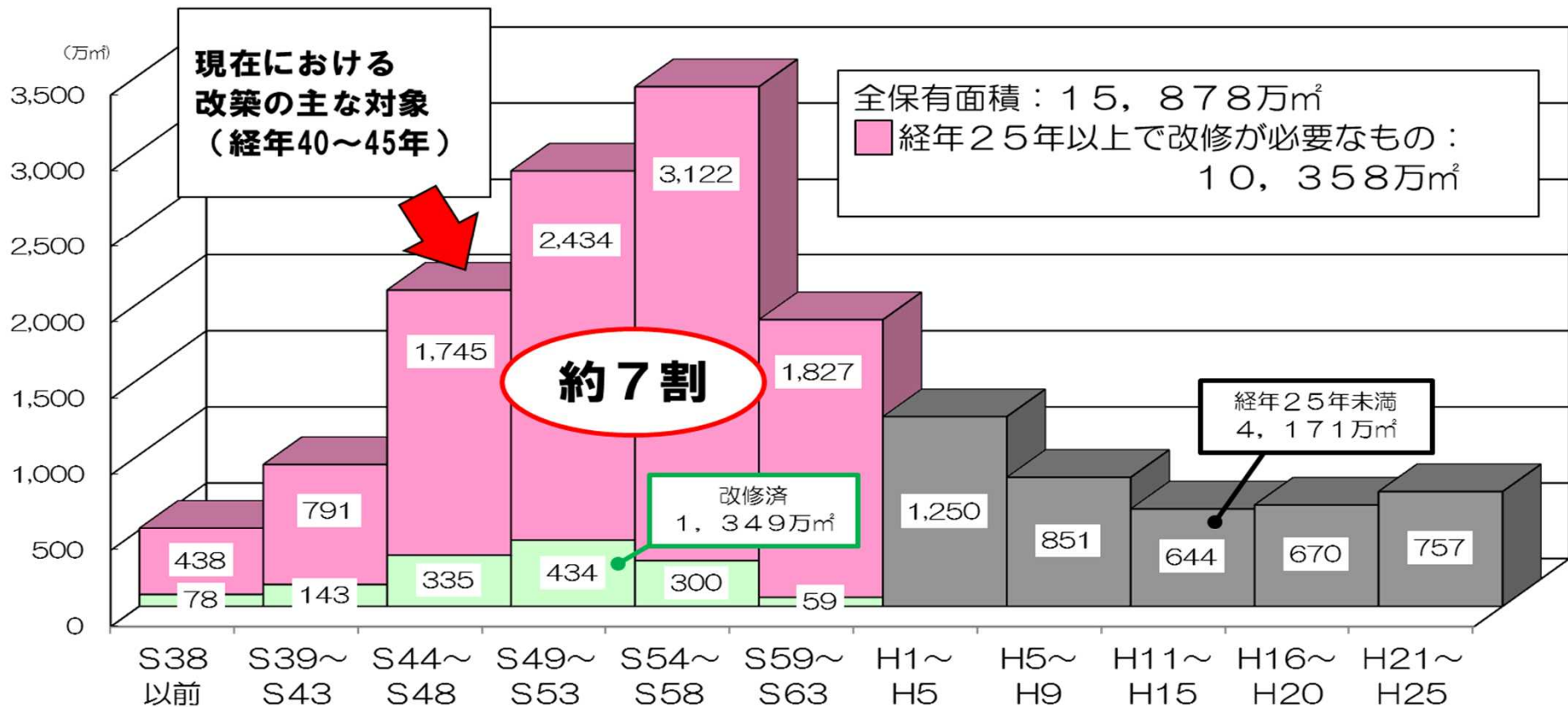


※学校基本調査による  
 ※国公立の合計数  
 ※中学校に中等教育学校前期課程は含まれていない

# 経年別保有面積(公立小中学校)

老朽化が進行している経年25年以上の要改修施設は全体の約7割(65.2%)を占める

平成25年5月1日現在



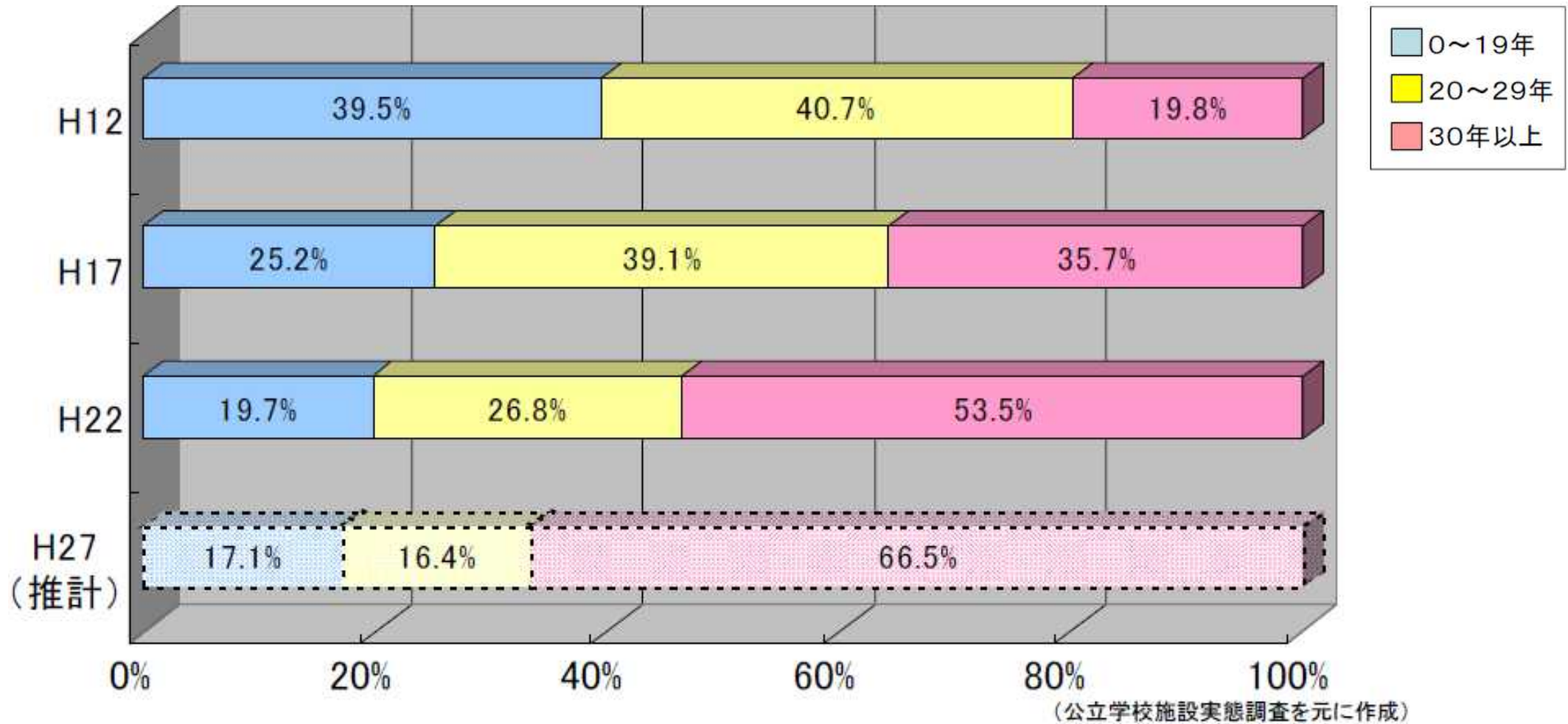
※「公立学校施設実態調査 平成25年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上

※文部科学省作成



# 経年別保有面積割合の推移(公立小中学校)

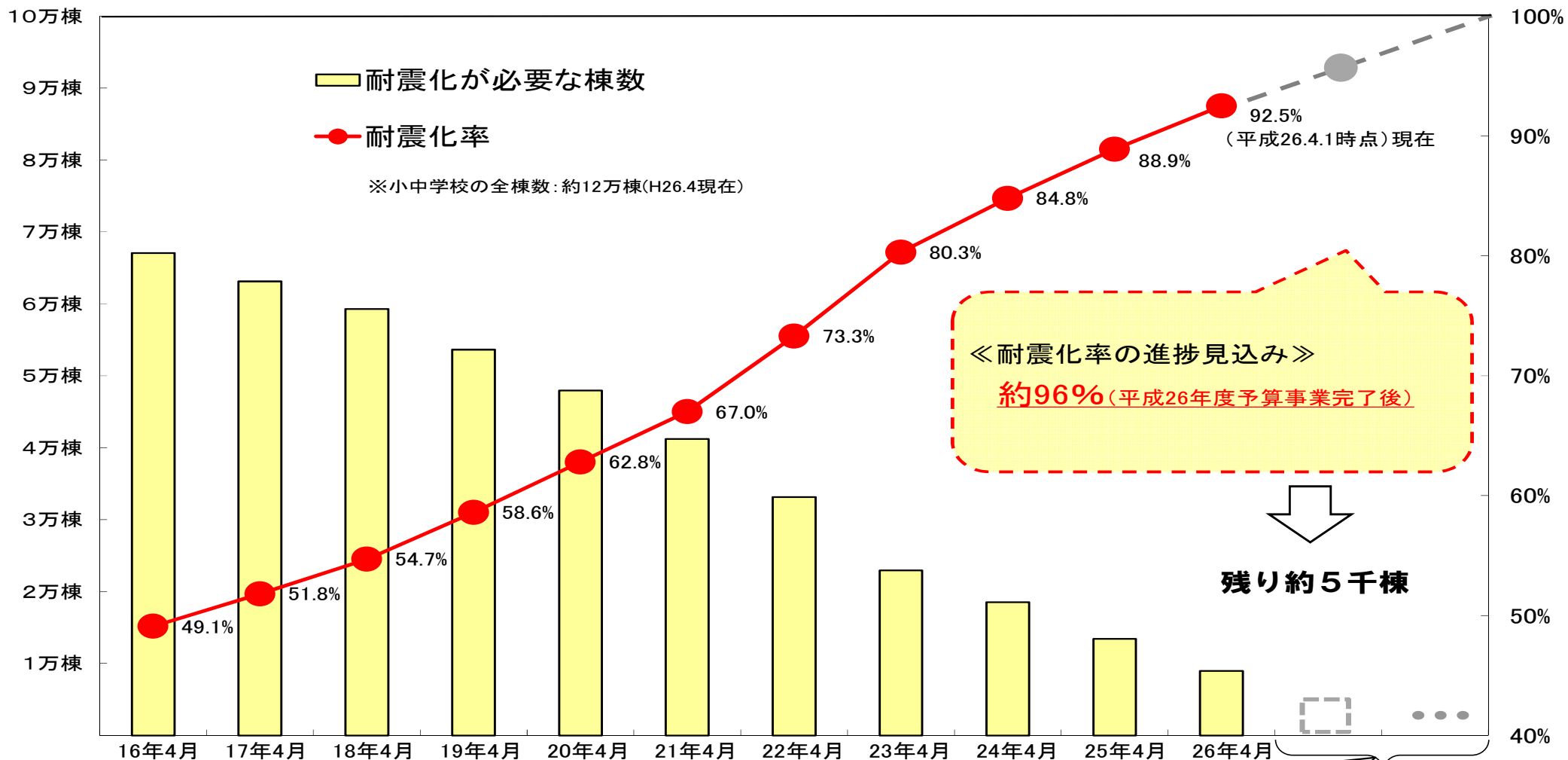
経年30年以上の施設は、平成12年度に2割未満であったが、平成27年度には6割を超える見通し



※出典:「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(H25.3)

# 耐震化の進捗状況(公立小中学校)

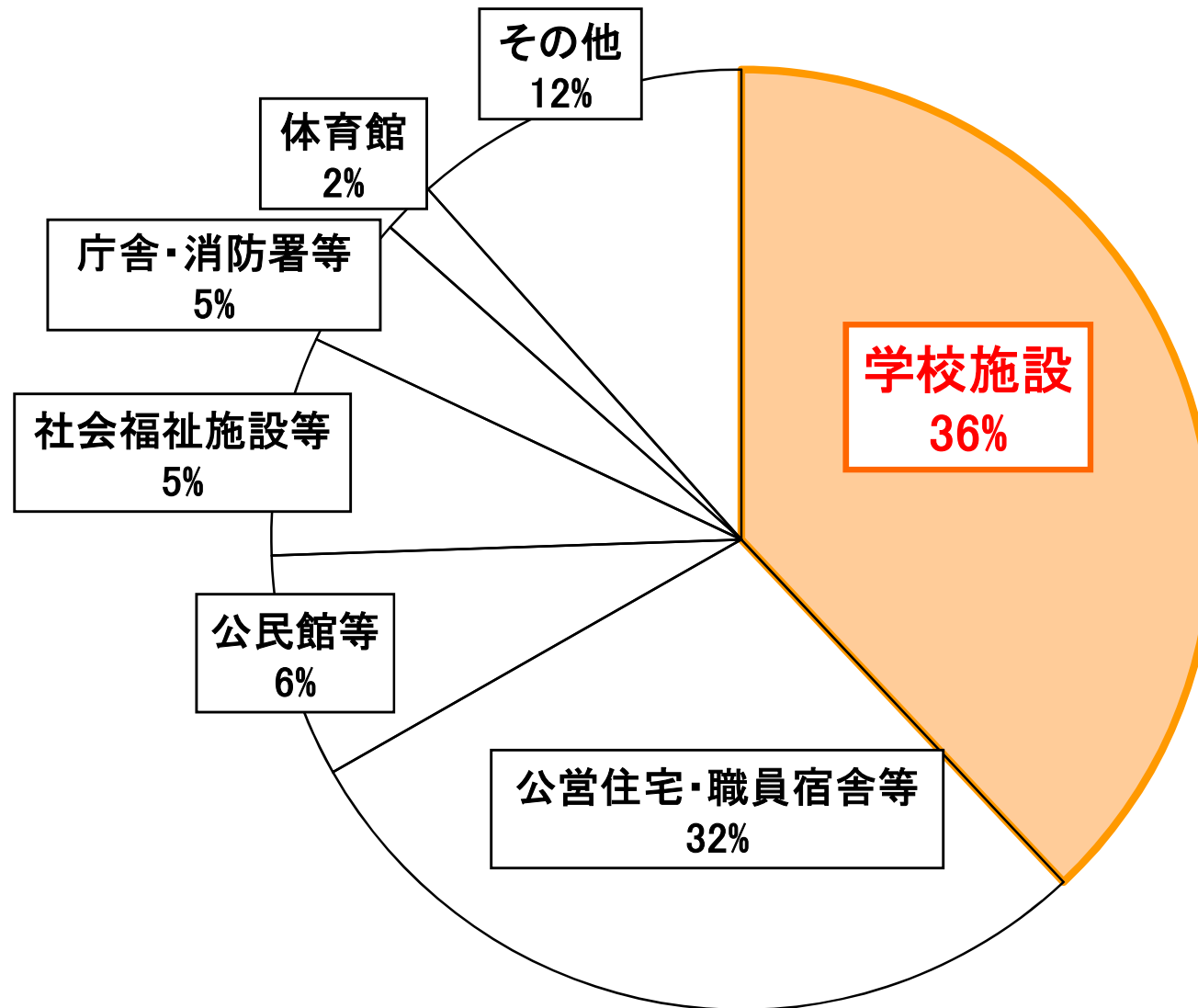
公立小中学校の耐震化率は平成26年4月現在で92.5%  
 平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させることを目標



施設整備基本方針(平成23年5月文部科学省告示)において、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させる目標を示している。

# 公共施設における学校施設の割合

学校施設は市区町村が所有・管理している公共施設の約4割を占めている



- ※ 平成24年度末時点
- ※ 市区町村が所有又は管理している公共施設等
- ※ 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書(平成26年2月消防庁)を元に文部科学省作成

# 避難所に指定されている学校数

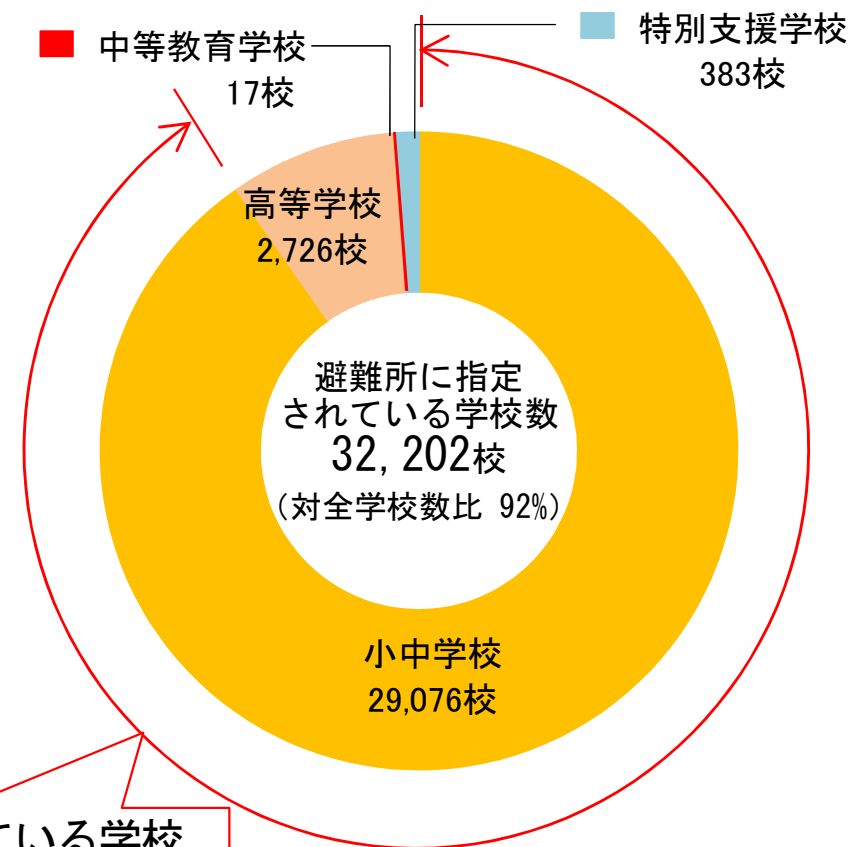
全国の公立学校の約9割が避難所に指定、避難所に指定されている学校の約9割が小中学校

表1 避難所に指定されている学校数・割合

学校種別	全学校数 (校)	避難所指定 学校数 (校)	割合 (%)
小中学校	30,537	29,076	95.2
高等学校	3,643	2,726	74.8
中等教育学校	29	17	58.6
特別支援学校	998	383	38.4
合計	35,207 (36,088)	32,202 (32,333)	91.5 (89.6)

- ・上段は、平成25年5月現在の全国の数値
- ・下段( )内は、平成24年5月現在の全国の数値

図1 避難所に指定されている学校数・割合

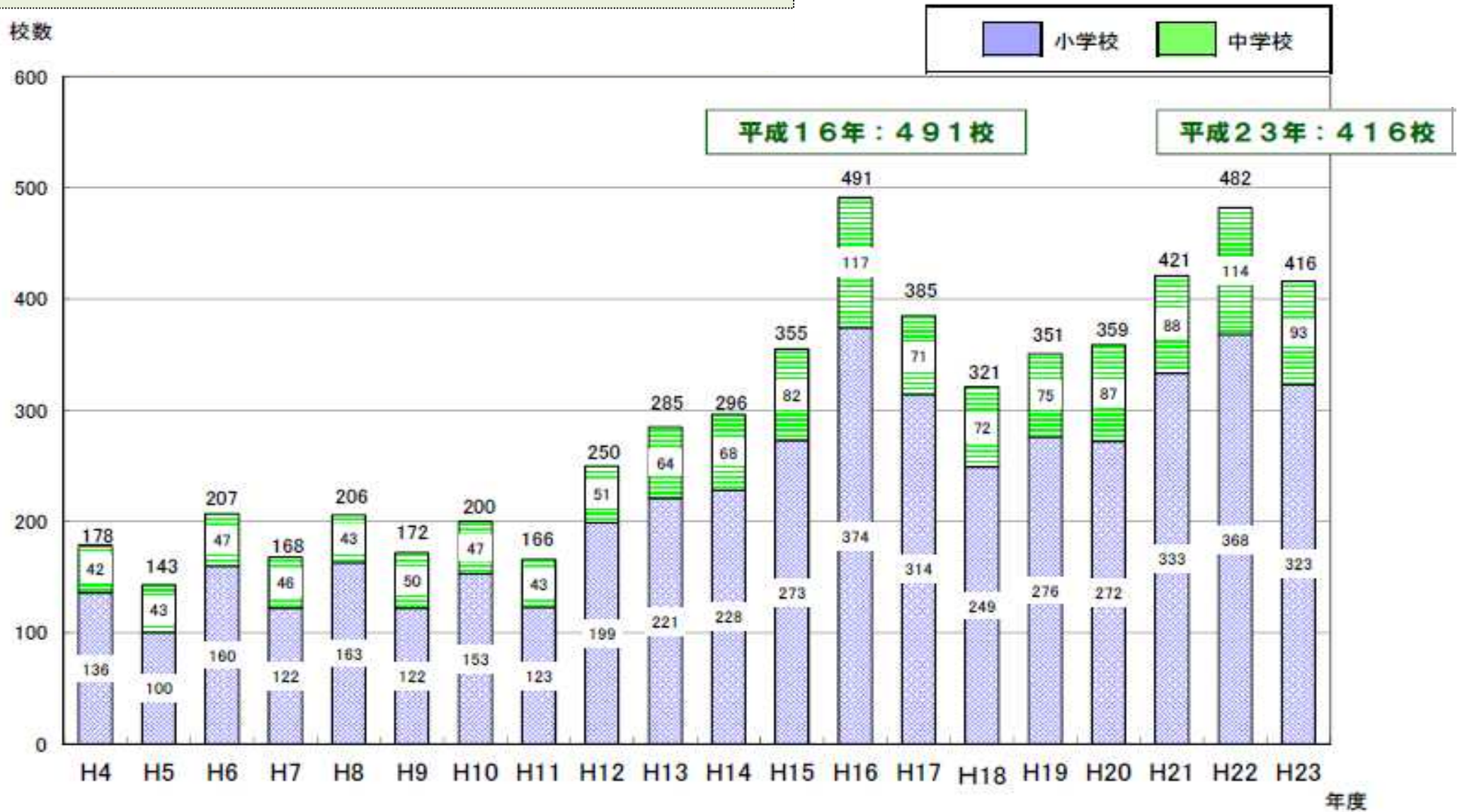


避難所に指定されている学校のうち小中学校割合 90.3%

※出典:「学校施設の防災機能に関する実態調査結果(H25.12)」国立教育政策研究所

# 公立小中学校の年度別廃校発生数

近年、廃校数は小中学校合わせて年間400校前後で推移



※ 廃校施設等活用状況実態調査による  
 ※ 設置条例上、廃止された学校数を計上

# 余裕教室活用状況(小中学校別内訳 H25年5月1日)

小中学校の余裕教室の99.3%は有効に活用  
そのうち5.7%が学校施設以外に転用されており、放課後児童クラブへの転用が最も多い

(単位:室)

学校区分	余裕教室数 ①	活用教室数 ②	当該学校施設として活用	他の学校の施設として活用	学校施設以外への転用											未活用教室数 ①-②	活用計画あり	活用計画無し	
					特別支援学校	その他の学校	社会教育施設等	地域防災用備蓄倉庫	児童福祉施設		放課後児童クラブ	放課後子ども教室	社会福祉施設	その他					
									保育所	児童館等									
小学校	100%	99.3%															0.7%		
		100%	91.5%	0.4%	0.1%	0.3%	8.1%										100%	62.5%	37.5%
	43,147	42,835	39,190	166	37	129	3,479	165	301	52	184	2,158	230	95	294	312	195	117	
中学校	100%	99.4%															0.6%		
		100%	98.8%	0.3%	0.1%	0.2%	0.9%										100%	60.3%	39.7%
	21,408	21,272	21,023	65	27	38	184	29	82	11	2	8	1	5	46	136	82	54	
合計	100%	99.3%															0.7%		
		100%	93.9%	0.4%	0.1%	0.3%	5.7%										100%	61.8%	38.2%
	64,555	64,107	60,213	231	64	167	3,663	194	383	63	186	2,166	231	100	340	448	277	171	

※出典:「公立小中学校における余裕教室の活用状況について」(平成25年5月1日現在)

# 学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査結果(速報)

## 1. 調査の目的

公立小中学校施設と他の公共施設等との複合化の現状や、学校設置者における複合化の検討状況等について把握し、もって学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会における議論の基礎資料とする。

＜複合化された学校(余裕教室を活用した場合を含む。)の対象範囲＞

- ・公共施設等(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)を同一敷地内に併設したり、一体の建物として複合的に整備している学校

## 2. 調査の概要

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1)調査対象   | 公立小中学校を置く学校設置者          |
| (2)実施期間   | 平成26年7月15日から平成26年8月4日まで |
| (3)調査対象時点 | 平成26年5月1日時点             |

## 3. 調査結果

有効回答数	1, 783
〔うち、市町村	1, 731 / 1, 731 *1 (100%)
〔その他*2	52

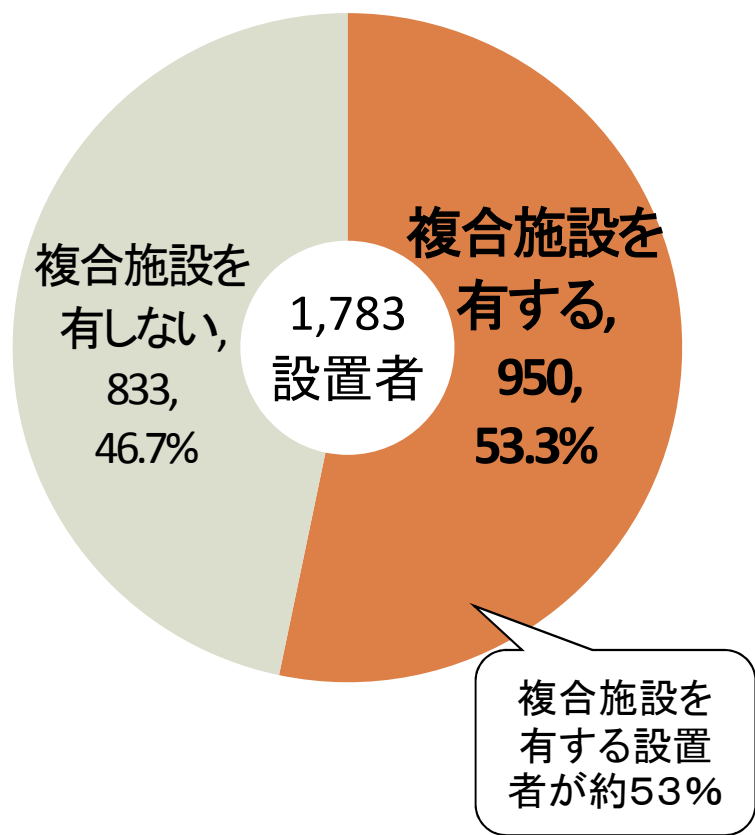
\*1 東京23区を含む1,741市町村を対象とするが、広域連合を形成している市町村(3市町村)を除く。  
また、福島県内の7市町村については、他市町村に避難中のため、調査対象外とした。

\*2 一部事務組合(24)、広域連合(1)、中等教育学校(前期課程)等を置く都道府県(27)からの回答を含む。

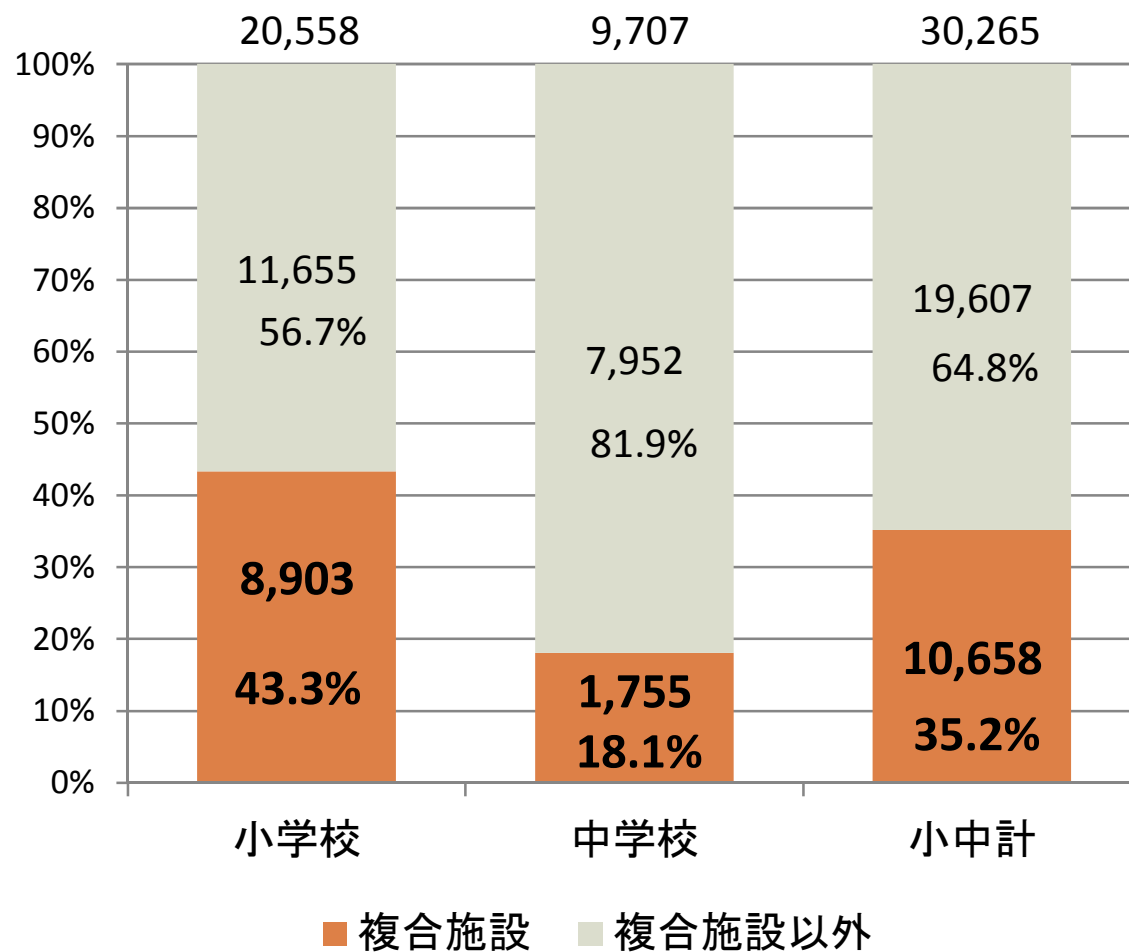
# 学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査結果(速報)

複合施設を有する学校設置者が半数超。小中合わせて1万校以上が複合施設となっている

◆複合施設となっている公立小中学校を有する設置者の割合



◆複合施設となっている公立小中学校数の割合





# 学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査結果(速報)

- ・放課後児童クラブ、地域防災用備蓄倉庫と複合化している学校が多い
- ・放課後児童クラブと複合化している学校施設は約6,400校、地域防災用備蓄倉庫と複合化している学校施設は約5,600校

## ◆複合施設の種類

文教施設					文教施設以外の施設								
社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			高齢者福祉施設		障害者 支援施 設等	地域防 災用備 蓄倉庫	民間 施設	その 他※
図書館	公民館 等	博物館 等	プール	体育館 等	放課後 児童ク ラブ等	保育所	児童 館等	特別養護 老人ホーム	老人デイ サービスセン ター等				
47校	421校	18校	43校	190校	6,393校	111校	380校	3校	94校	10校	5,573校	6校	415校
のべ486校			のべ233校		のべ6,884校			のべ97校					

※その他…行政機関出張所、給食センター等

## 平成8年時調査との比較(1)

平成8年時点\*1と比較すると、複合施設を有する市町村数、複合施設となっている学校数がともに増加

### ◆複合施設となっている公立小中学校を有する市町村数

	平成26年*3	平成8年
学校施設以外との複合施設*2	441 (24.7%)	195 (6.0%)
うち、文教施設以外の施設との複合施設	290 (16.3%)	74 (2.3%)

【全国値】 (H26)1,783設置者、(H8)3,234市町村

\*1 「学校施設の複合化及び高層化に関する調査」の調査結果(平成8年5月1日時点 文部省調べ)による。

\*2 平成8年の調査結果と比較するため、他の学校種、放課後児童クラブ等、地域のための災害用備蓄倉庫との複合化については対象外としている。

\*3 平成26年時調査については、調査の都合上、学校設置者単位としている。

### ◆複合施設となっている公立小中学校数

	平成26年	平成8年
小学校数	1,253 (6.1%)	367 (1.5%)
中学校数	300 (3.1%)	102 (1.0%)
小中計	1,553 (5.1%)	469 (1.3%)

【全国値】 (H26)小20,558校、中9,707校 (H8)小24,235校、中10,537校

## 平成8年時調査との比較(2)

### ◆複合施設の施設種類(平成26年)

学校施設以外との複合施設	文教施設					文教施設以外の施設						
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設		高齢者福祉施設		障害者支援施設等	民間施設	その他※ <sup>1</sup>
	図書館	公民館等	博物館等	プール	体育館等	保育所	児童館等	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等			
1,553校	47校 (3.03%)	421校 (27.1%)	18校 (1.2%)	43校 (2.8%)	190校 (12.2%)	111校 (7.1%)	380校 (24.5%)	3校 (0.2%)	94校 (6.1%)	10校 (0.6%)	6校 (0.4%)	415校 (26.7%)
	のべ486校(31.3%)			のべ233校 (15.0%)		のべ491校 (31.6%)		のべ97校(6.2%)				
	のべ719校					のべ1,019校						

※1 その他:行政機関出張所、給食センター等

### ◆複合施設の施設種類(平成8年)

学校施設以外との複合施設	文教施設			文教施設以外の施設			
	社会教育施設	社会体育施設	その他の文教施設等※ <sup>2</sup>	児童福祉施設	高齢者福祉施設	行政機関	その他※ <sup>3</sup>
469校	236校 (50.3%)	88校 (18.3%)	49校 (10.4%)	97校 (20.7%)	13校 (2.8%)	45校 (9.6%)	20校 (4.3%)
	のべ372校			のべ174校			

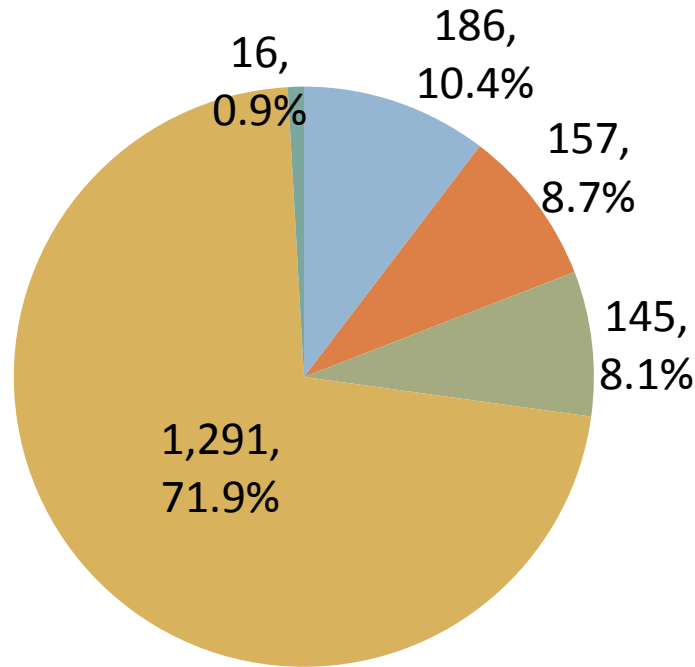
※2 その他の文教施設…文化ホール、集会所等

※3 その他…障害者福祉施設、地域活性化センター等

# 学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査結果(速報)

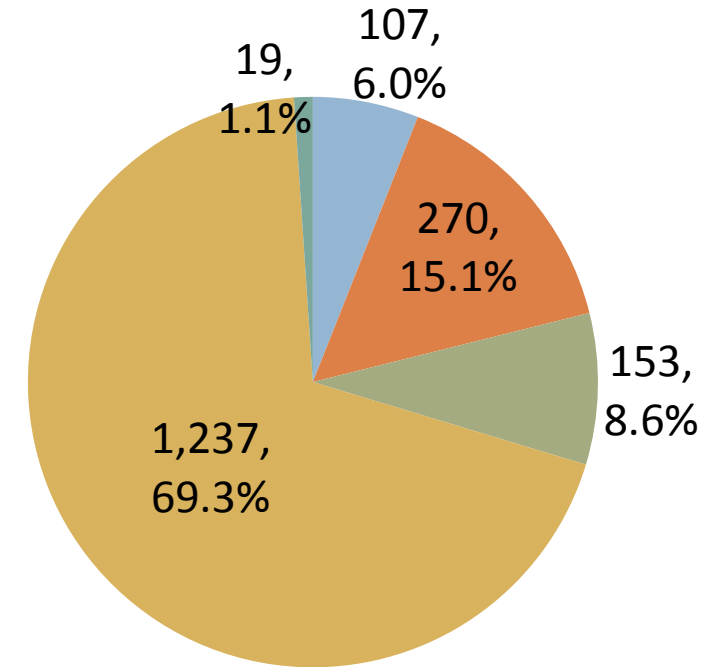
学校施設と他の公共施設等との複合化に関心を示している設置者は3割弱  
公共施設全体の再配置計画の策定状況についても、ほぼ同様の状況

## ◆学校施設の複合化に関する取組状況



- 複合化の計画がある
- 複合化の計画を検討している
- 他の自治体等の取組を注視している
- 現時点で特段の取組はない
- 無回答

## ◆公共施設全体の再配置計画の策定状況

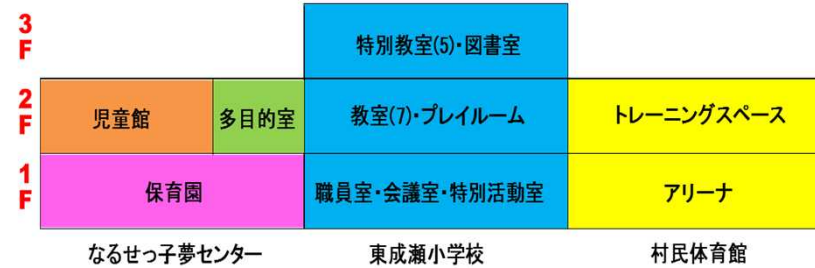


- 方針・計画がある
- 方針・計画を検討している
- 他の自治体等の取組を注視している
- 現時点で特段の取組はない
- 無回答

\* 複数項目に回答した設置者があるため、合計は有効回答数(1,783設置者)に一致しない。

# 秋田県東成瀬村立東成瀬小学校

(なるせっ子夢センター(なるせ保育園、なるせ児童館)、村民体育館との複合施設)



## なるせっ子夢センター整備の背景

\* 村で進行する少子化や保護者の就業の多様化に伴い、保育サービス形態も大きな転換期を迎えていることや、幼小連携、子育て支援といった新たな行政施策の必要性、施設の老朽化や効率的な施設運営への対応など、一連の山積する課題への対応について検討

\* 平成19年の「東成瀬村就学前の保育・教育を考える会」の保育所統合と子育て支援の環境整備という提言や、保護者の意見等を踏まえ、送迎の便や安全安心、余裕のある敷地等を考慮し、東成瀬小学校に隣接する形で建物を整備

## 各施設概要

### ○東成瀬小学校

- ・延べ面積 1,984㎡
- ・児童数121名
- ・学級数7(うち特支1)
- ・職員数:17名
- ・複合施設(保育所、児童館)にある多目的室(356㎡)をランチルームとして活用
- ・複合施設(村民体育館)を学校体育館として優先的に使用している
- ・児童と保育園児との積極的な交流を実施(運動会、小学生による読み聞かせ、遊具開放 等)
- ・個に応じた指導を充実させている(算数・国語等でのTT・少人数指導、理科の専科制指導 等)
- ・近隣の中学校と連携した教育を実施している



### ○なるせっ子夢センター(なるせ保育園、なるせ児童館、多目的室からなる2階建建物)

#### なるせ保育園

- ・延べ面積 約990㎡
- ・定員 90名(H25.4.1現在83名)
- ・職員 22名
- ・産後8週目から受け入れ可能。0歳児から5歳児まで一貫した保育を目指している
- ・小学校との連携の他、地域との連携も積極的に実施(デイサービス訪問、読み聞かせ等)

#### 児童館

- ・延べ面積 約630㎡
- ・職員 9名
- ・月曜日から日曜日まで開館
- ・乳幼児から高齢者まで利用可能
- ・放課後子どもプランの活動場所にもなっている
- ・子育て支援として、育児相談や子育て講座等を実施している

### ○村民体育館

- ・延べ床面積 1,490㎡、2階建てで、1階のアリーナはバスケットボールコートが2面とれる大きさ。2階にはトレーニング機器を備えたスペースがある。土日や夜間は一般住民が利用。

## 管理運営の状況

	保育園 児童館	小学校	体育館
管 理	教育委員会 (民間委託)	教育委員会 (民間委託)	教育委員会 (民間委託)
運 営	教育委員会 (民間委託)	教育委員会	教育委員会 (民間委託)

## 事務委任(防犯等の管理、運営)



首長部局は、地方自治法180条の2に基づき、その権限に属する事務の一部を、教育委員会の執行機関の事務を補助する職員に委任させている。

## 予算の補助執行(管理費、運営費を一括して執行)



首長部局は、地方自治法180条の2に基づき、教育委員会に予算の補助執行をさせている。

理由:事務が煩雑にならないよう主たる施設である小学校を所管する教育委員会に一本化

# 東京都杉並区立松溪中学校

(高齢者在宅サービスセンター「松溪ふれあいの家」との複合施設)



## 複合化施設建設の背景

- \* 杉並区が、介護保険制度の開始(2000年)と合わせて、少子化に伴い生じた小中学校の空き教室を活用した『杉並区立高齢者在宅サービスセンター』(デイサービス)を5カ所に開設。松溪中学校でも、既存学校施設の余裕教室を、首長部局所管施設(デイサービス)に転用。
- \* 運営主体に生きがいの会(NPO法人)が公募、杉並区から業務委託。

## 管理運営の状況

各施設所管課が管理運営している

- ・松溪中学校:教育委員会
- ・松溪ふれあいの家:首長部局

## 各施設概要

### 松溪中学校

延べ床面積 約8,840㎡

### 高齢者在宅サービスセンター「松溪ふれあいの家」

- ・児童数307名 ・学級数9 ・職員数:約50名
- ・2010年11月新校舎完成。
- ・子供たちの教育環境の充実を図り、環境負荷を可能な限り少なくする学校づくりを行っている。
- ・エコスクール(環境共生型学校)として設計。  
例:校舎屋上・壁面の緑化、外断熱、複層ガラス、通風による排熱、太陽光パネルの設置、雨水利用など
- ・多摩産材の杉を使用した内装木質化によるぬくもりのある学習環境。
- ・災害時の震災救援所機能の充実。
- ・併設施設のふれあいの家(高齢者在宅サービスセンター)との連携。  
例:吹奏楽部による演奏、中学校合同による震災救援所訓練、中学生の職業体験実習、図書館の放課後開放支援 など

- ・旧校舎の改修(平成13年)に合わせて、増築部分(理科室)を改修し、デイサービス施設として活用
- ・利用者:介護保険認定者 ※利用者の7割が男性
- ・趣味のプログラムとして、様々なプログラムを実施。(麻雀、囲碁・将棋、ゲーム、散歩、ガーデニング、書道、絵手紙、歌、絵画、墨絵、手工芸 など)
- ・運営主体:NPO法人いきがいの会
- ・施設所有者:杉並区 ※NPO法人は杉並区から土地を賃貸。現在、賃貸料は支払っていないが、今後支払う予定
- ・利用時間:(平日)8:30~17:15 (土曜)8:30~17:15
- ・休館日:日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

## 中学校と松溪ふれあいの家との連携



### 3. 文部科学省におけるこれまでの取組

#### 過去の調査研究等

○ 平成3年2月 「学校施設の複合化について」(調査研究協力者会議 報告書)

○ 平成3年3月 「学校施設の複合化について」(文教施設部長 通知)

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年6月29日法律第71号)の施行や週休二日制の普及などを背景に、地域における総合的な生涯学習基盤の整備を推進するとともに、学校教育環境の質的な向上を図るため、学校施設の複合化に関する計画・設計上の留意事項を提示。

○ 平成4年3月 「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」の策定(文部省 文教施設部)

○ 平成9年10月 「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」  
(文部省 文教施設部 指導課 報告書)

都市化が急速に進む中で、学校と様々な地域施設等との複合化や学校建物の高層化に関し、良好な学習環境を確保するための基本的な考え方を提示。

○ 平成11年6月 「高齢者との連携を進める学校施設の整備について」  
(文部省 文教施設部 指導課 報告書)

中央教育審議会第二次答申(平成9年6月)において提言された「高齢社会に対応する教育の在り方」を踏まえ、学校が地域の高齢者と連携を図り、交流を進めていくため、学校施設整備面の方策を検討し、施設整備上の留意事項を提示。

## 小学校施設整備指針(平成26年7月)

### [第1章 総則] 第2節 学校施設整備の課題への対応

#### 第3 地域と連携した施設整備

##### 3 複合化への対応

- (1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。  
また、地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。
- (2) 多様な利用者を考慮し、安全面やバリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。
- (3) 学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。

### [第2章 施設計画] 第2節 配置計画

#### 第2 校舎・屋内運動施設

##### 1 建物位置

- (7) 社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。



## [第3章 平面計画] 第1 基本的事項

### 1 空間構成

(10) 社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化を計画する際には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。

## [第4章 各室計画] 第1 基本的事項

### 6 複合化・高層化への対応

(1) 社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した施設計画とすることが重要である。

## [第9章 防犯計画] 第6 その他

### 2 複合施設の場合の留意点

- (1) 学校施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくことが重要である。
- (2) 防犯監視システムや通報システム等の導入に際しては、効果的かつ効率的な防犯対策とするため、学校施設及び複合化する施設の双方を総合的かつ全体的に計画することが望ましい。

# 公立学校施設整備事業の概要

## ○ 趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(施設費負担法)等に基づき、公立学校建物(公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等)の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

## ○ 補助事業の概要

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新 増 築	1 / 2	学校建物(校舎、体育館等)を新しく建設又は増築(教室不足の解消、学校統合)
改 築	1 / 3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、等
	1 / 2 (業上げ)	Is値が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地震補強	1 / 2 (業上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3~0.7未満)
	2 / 3 (業上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
大規模改造	1 / 3	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を、建て替えずに改修 (老朽改修、統合改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等)
長寿命化改良	1 / 3	老朽化により構造上危険な状態にある建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防災機能強化	1 / 3	避難所として必要な、学校施設の防災機能強化 (非構造部材の耐震化、避難経路、備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備、等)
武道場	1 / 3	中学校に柔道場、剣道場等を整備
太陽光発電等設置	1 / 2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 (太陽光パネルの設置、太陽熱利用、風力発電の整備 太陽光パネル既設置校への蓄電池の整備)
その他	1 / 3	屋外環境(グラウンド)、木の教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設、高校の産業教育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修(注1)

(注1) 平成26年度に創設

新 増 築 : 公立学校施設整備費負担金  
 新增築以外 : 学校施設環境改善交付金

# 大規模改造(余裕教室)事業の概要

## ○ 趣旨

地域住民にとって最も身近な地域コミュニティの拠点となる学校施設について、少子化に伴い生じている余裕教室を子育て支援施設や高齢者福祉施設に活用するため、必要となる施設整備の一部について補助する。

## ○ 事業内容

対象校	算定割合	整備内容
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程	1/3 ※	<ul style="list-style-type: none"><li>○公立小中学校の余裕教室を、放課後児童クラブ、保育所、児童館、子育て支援センター等の子育て支援施設やデイサービスセンター等の高齢者福祉施設に転用するために必要となる解体撤去工事。</li><li>○転用にあたって必要となる、既存施設の撤去工事及び必要最小限の改修工事<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関を設置するため、教室外側の窓部分の撤去</li><li>・黒板や教壇等の不要な作り付け物品の撤去</li><li>・カーペット敷きとするため、木製の床材の撤去</li><li>・普通教室として使用している教室を転用するため、別の場所に普通教室を作り直す場合に、他の余裕教室を普通教室へ改修する工事</li></ul></li></ul>

※(財政力指数1.00超の地方公共団体 ……2/7)

対象工事費 下限額 200万円

上限額 2億円(過去において児童生徒が急増した市町村にあっては3億円)

## ○ 備考

この他、転用施設に応じた各省庁の補助も活用できる。

# 地域・学校連携施設整備事業の概要

## ○ 趣旨

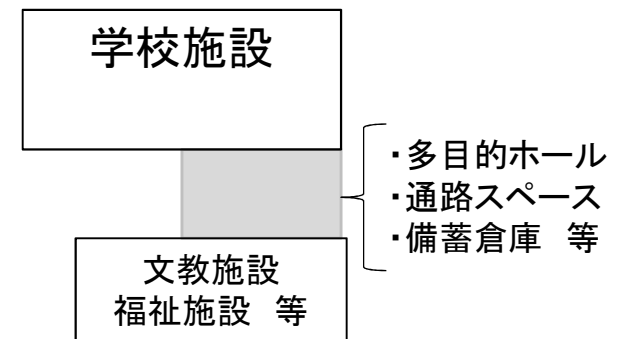
学校と地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、また、地域の人々の交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図る。

## ○ 事業内容

- ・ 対象校: 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
- ・ 交付金の算定割合: 1/3
- ・ 整備内容: 学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設や福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設の整備
- ・ 対象施設
  - ア 文教施設(社会教育施設、社会体育施設、文化施設・文化財保護施設)
  - イ 福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設等、身体障害者更生援護施設等)
  - ウ その他、学校施設と複合化することが適当と認められる施設

対象経費	国庫補助基準面積	単価	備考
他の文教施設や福祉施設等との複合化を図ることに伴い必要となる施設(多目的ホール、展示ホール等の交流スペース、通路スペース、備蓄倉庫等)の整備及び各室等の空調設備を整備するのに必要な経費	学校施設と複合化対象施設との共用スペース(多目的ホール、展示ホール等の交流スペース、通路スペース、備蓄倉庫等)の面積に0.5を乗じて得た面積を国庫補助対象面積とする(ただし、当該校の校舎又は屋内運動場の必要面積の7%を限度とする。)	各学校種の校舎又は屋内運動場の単価	学校施設の新増改築と同時整備の場合に限る。

(参考)補助対象となる箇所



# 財産処分手続の概要

## 原則

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用等する場合は、文部科学大臣の承認(財産処分手続)が必要
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。

(※補助金適正化法等)

## 公立学校施設にかかる財産処分手続の大幅な簡略化・弾力化

- ◎ 文部科学省では、国庫補助金相当額の国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援。

### <国庫補助事業完了後10年以上経過し、次のいずれかに該当>

- ・無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)(相手先は問わない)
- ・国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手を問わず、有償貸与・有償譲渡

### <国庫補助事業完了後10年未経過で、次のいずれかに該当>

- ・耐震化補助事業等を実施した建物等の無償による財産処分
- ・大規模改造事業で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
- ・市町村合併に伴い、学校統合等をした建物等の無償による財産処分
- ・学校統廃合後に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与

## 4. 本部会の検討課題(例)

(1) 人口減少、少子高齢化社会の中で、教育環境の向上を図りつつ、学校施設の複合化を進めていく意義とその効果について

○近年、そして今後の学校施設を取り巻く状況

- ・少子高齢化社会における高齢者や子育てのニーズへの対応
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた学校施設の整備

○複合化した学校施設の現状と課題の検証

○複合化した学校施設の役割 など

(2) 学校が社会全体で子供たちの学びを支援する場とし、地域の振興・再生にも貢献するコミュニティの拠点として役割を果たしていくための学校施設の複合化の在り方について

○学校施設の複合化の基本的考え方

- ・教育の活性化
- ・地域の活性化
- ・効果的・効率的な学校施設の整備

○域内の学校施設と他の公共施設を複合化していく上での効果的・効率的な施設整備の進め方

○学校施設の複合化に関する計画・設計上や管理・運営上の留意事項 など

(3) 学校施設の複合化や余裕教室の活用の支援策について

○地域の実情を踏まえた学校施設の複合化や余裕教室の活用の支援策

○学校施設の複合化に係る取組事例の収集・提供 など